

2011年4月13日

政府緊急災害対策本部 本部長

菅 直人 殿

経済産業大臣

海江田 万里 殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震からの 復興をめざす中小業者の緊急要請

大震災と原発事故の対策に、昼夜を分かたず奮闘されていることに敬意を表します。

「東北地方太平洋沖地震」は福島原発事故も重なり戦後最悪の災害になっています。

未曾有の国難のなか救援と復興に総力をあげることが政府の責任として求められます。阪神大震災をはじめとする過去の震災において、インフラ・ハードの復興に重点がおかれ、被災者の生活の再建や復興が後回しにされたことが、地域再生を陰しく困難な道にしました。

今回の災害では「住居も事業所も失って残ったのは借金だけ」という事業者も少なくありません。個人資産の形成に資するような支援はできないという現行法の枠組みや先例に縛られず、中小企業、漁業、農業を含め大胆かつ柔軟に地域全体の面的再生をはかっていく必要があります。

災害に強い持続可能なまちづくり、原発依存のエネルギー政策の転換、内需中心の日本経済への転換など、この震災を通じて鮮明になった課題に、住民主人公にいのちと暮らしを最優先に力強くすすめていくため、政府が今こそ、全力をあげることが期待されます。

以上の趣旨から、被災者支援と復興にむけた当面する課題について、中小企業者の立場から以下の実現を求めます。

要請事項

○事業再生・復興関係

- 1、必要な仮設住宅を確保するとともに、希望する被災者には生活と営業再建の基盤となる安全な代替地を無償で供与すること。
- 2、被災者生活再建支援法の支給額を引き上げるとともに、被災者1人に対し一定額の生活支援見舞金（仮称）を創設すること。

店舗・事業所の全壊・半壊についても住居に準じ別途、再建・補修費用を助成すること。

- 3、津波・地震、原発事故により住居・店舗、工場など生活と営業の基盤を奪われた被災者に金融機関等は既往債務の返済凍結、猶予、債務免除に積極的に応じるよう要請し、被災者が2重ローンに苦しむことのないようにすること。そのため資力の乏しい地域金融機関には、必要な支援を行うこと。
- 4、被災地域の所得税・法人税、相続税・贈与税、固定資産税を数年間、減免する租税特例措置を講じること。また、年金・国保・社会保険料等の免除・軽減も行うこと。
- 5、設備機器などのリースについては、リース会社は特約を設け、危険負担の債務者主義を排除している場合が多い。不可抗力による滅失・毀損が一方的にユーザーの負担にされる同特約は明らかに不当である。リース協会を通じ特約を適用しないよう求めること。少なくとも、双方が公平に話し合い、リスクを分かち合えるように指導・要請すること。
- 6、被災事業者への事業再建に必要な資金を3年据置き無利子で貸付けること。
- 7、「生活再建、地域社会の再建こそ、復興の土台」であることから、自治体への財政支援を抜本的に拡充すること。国からの拠出も含め、復興基金を創設し、自治体が自由な裁量で復興にあてられる資金とすること。
- 8、破産法により債務整理を行うと事業再生にデメリットが多いことから、罹災を理由とする破産の際にはそのような不都合が生じないように特例をもうけること。
- 9、がれきの撤去や地盤整備、生活道路、電気・ガス・水道等のライフラインの復旧、仮設住宅の建設、堤防、港湾、河川の整備・再建、防災の推進など公共事業は、中小業者の仕事確保と雇用創出の点からも地域業者の受注確保に充分配慮するよう、要請すること。
- 10、大震災や原発事故による経済混乱のなかで取引停止や単価切り下げなど大企業の優越的地位の濫用が起きないようにするとともに、売り惜しみ、買占めなどで材料、商品の確保が困難にならないように需給、価格調査など監視を強めるとともに、不正行為には迅速に対応すること。
- 11、地域復興の担い手である中小企業に対して、雇用調整助成金の活用や補助をいっそう強化すること。計画停電や部品調達等の関係から休業が全国的にひろがっている状況も考慮し、被災地域以外でも雇用調整助成金の適用を拡大すること。
- 12、電力需要の大きい事業所に節電・省エネを求め、無計画な停電で国民生活や中小零細な事業者にしわよせがされないよう配慮すること。

また、この際、「深夜営業」や「大量生産、大量消費、大量廃棄」など経済社会のあり方を見直し、低エネルギー社会、再生可能な自然エネルギー政策への転換をはかること。
- 13、復旧・復興に関わる特別措置は、2011年度予算の不要不急部分の凍結、大企業・大資産家への適正な特別課税でまかない、消費税増税など大衆課税は行わないこと。

○福島原発事故関連

1、原子力災害対策特別措置法による損害賠償について

原発事故による避難地域の中小企業者の営業被害については、農産物と同様、東電と国の責任で最大限の損害賠償を行うこと。

また、仮払い制度を設け、損害の2分の1は直ちに支払うこと。

2、避難地域以外の営業被害、風評被害、停電被害についても、売上減少にともなう損害、返品、廃棄、キャンセル、イベントの中止などを損害賠償すること。

3、原発の安全総点検を行うよう指示すること

4、放射性物質拡散はじめとする徹底した情報公開を

放射性物質の拡散への不安が高まっている。東日本、首都圏を含め、放射性モニタリング体制を強化し、拡散状況を迅速に公表すること。また、水や農産物、海産物の汚染状況についても調査・公表すること。

事態の経過や推移、今後の可能性についても正しい情報を流し、国民が余裕をもって対応できるようにすること。

以上